

子どものいるご家庭では、離婚は子どもにも大きな影響があります。
子どもの気持ちを考え、年齢に応じた説明も必要です。
養育費や面会交流は、子どもにも親にも大切なことです。



離婚の前に考えておくべきことは？

子どもの
いるご家庭
ですか？

はい

★子どものこと（未成年の子ども）

- 子どもの親権者をどちらにするのか、どちらが養育するのかを決めます。
- 面会交流について決めます。面会の方法などは具体的に決めましょう。
- 養育費について決めます。金額、期間、支払い方法は具体的に。決めたことは公正証書にしておく目安です。（調停の場合は調停調書）
- 子どもの名前（姓）と戸籍をどうするか決めます。

いいえ

★お金・財産のこと

- お金や財産の分け方について決めます。別居する場合は、その間の生活費についても決めることがあります。

★離婚後の生活のこと

- 住むところや生活費のことなど、離婚後の生活について考えておきましょう。



離婚はどのように
すすめたらいいの？

離婚は夫婦
の話し合い
で決める事
で定めますか？

はい

★協議離婚

法的効力のある公正証書を作成しておく目安です。

協議離婚がうまくいかなかった場合

いいえ

★調停離婚（家庭裁判所に調停を申し立てる）

当初調停に必要なお金は2,000円程度です。弁護士を依頼する場合は別に弁護士費用が必要となります。

調停離婚がうまくいかなかった場合

★離婚裁判（離婚の訴訟を起こす）

※ 実際には、個人の事情・状況により異なりますので、弁護士などの専門家に相談することをおすすめします。

※ DVや虐待がある場合は、まずは相談窓口へ相談しましょう。

■離婚を考えたときのチェックシート■ (裏面もごらん下さい)

さまざまな理由で離婚を考えておられる方へ、これだけは事前に取り決めておきたい、考えておきたいことをチェックシートにしました。さらに詳しく知りたい方には、別途、「離婚前の準備チェックシート」「離婚後の手続きチェックシート」を用意しております。(子ども家庭課へお問い合わせください。)

★実際には、個人の事情・状況により異なりますので、弁護士などの専門家に相談(下記参照)することをおすすめします。

離婚について

**離婚を考えたときは・・・話し合いで離婚することを決めれば、協議離婚となります。
お互いに合意できなければ、家庭裁判所に調停を申し立てることになります。**

(当初、調停にかかる費用は1件2,000円程度です。弁護士を依頼する場合は、別途、弁護士費用が必要となります。その後、裁判になると裁判費用や弁護士費用等がかかります。)

子どもに関すること

子どものいるご家庭では、離婚は子どもにも大きな影響があります。
子どもの気持ちを考え、年齢に応じた説明も必要です。
生活の拠点が変わると学校や幼稚園、保育園なども変わることになります。
必要があれば、関係各所にも相談しながら考えていきましょう。

【子どものこと(未成年の子どもがいるご家庭)】

- 子どもの親権者をどちらにするか決めます。**
 - ・どちらが引き取るか。
 - ・子どもが複数いる場合それぞれ親権者を決める必要があります。
 - ・合意できない場合は調停、裁判で決めることになります。
- 面会交流について決めます。**
 - ・面会交流とは、子どもと別れて暮らす親が、子どもと定期的に会って交流することです。
 - ・具体的な内容を決めましたか。(回数、時間、場所、費用、方法など)
 - ・禁止事項があれば決めておきましょう。
- 養育費について決めます。**
 - ・金額、期間、支払い方法と期限など具体的に決めましょう。金額は養育費算定表も参考になります。
 - ・取り決めたことは、公正証書(協議離婚)、調停調書(調停離婚)にしておくと、不払い時に強制執行できます。
- 子どもの名前(姓)と戸籍をどうするか決めます。**
 - ・離婚後、どちらが親権者になっても、子どもは婚姻時の戸籍に残り、姓も変わりません。
 - ・姓や戸籍の変更には、家庭裁判所に申請し、許可書を添えて戸籍住民課で変更する必要があります。



【お金、財産のこと】

- お金のことについて決めます。**

【婚姻費用】	離婚までの間で別居中に請求できる費用/生活費、医療費、教育費など
【財産分与(清算的)】	婚姻中に築き、維持した財産、共有財産(負債がある場合考慮されることがあります)
【財産分与(扶養的)】	離婚後、生活が不安定になる側に生活費を援助する財産分与(離婚後扶養)
【慰謝料】	離婚の原因による精神的苦痛に対する損害賠償金
【年金分割制度】	厚生年金、共済年金に加入していた分を婚姻期間に応じて分割する

【離婚後の生活のこと】

- 離婚後の生活について考えておきましょう。**
 - ・住むところ、引越し費用、家賃、生活費、仕事について
 - ・子どもの保育や学校、進学のことについて
 - ・債権、ローン、借金について



大津市役所 子ども家庭課(大津市母子家庭等就業・自立支援センター)

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 TEL 077-528-2686・(077-522-0220)

相談先

滋賀弁護士会 〒520-0051 大津市梅林一丁目3番3号 相談予約 TEL 077-522-3238
法テラス滋賀 〒520-0047 大津市浜大津一丁目2番22号 予約受付 TEL 050-3383-5454